

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

本年は加地和法律事務所の新たな出発の年であります。スタッフ一同、これまで以上に気を引き締めて頑張ってお参りますので、本年も宜しくお願いたします。また、本年もマイアドバイザーで、少しでも皆様のお役に立てる情報(法的知識)を発信していきたいと思ひます。

では、今回も前回に引き続きまして離婚問題全般(③)について考えてみましょう。

平成21年1月

弁護士 政次 美

事務員 川端広美・井上はるみ

離婚問題 ③

(問1) 離婚の際に問題となる財産分与とは何ですか。

(答え) 財産分与請求権とは、離婚をした者の一方が相手方に対して財産の分与を求める権利をいいます(民法768条1項)。この財産分与請求権の内容には、通常、①婚姻中の夫婦共同財産の清算、②離婚後の弱者に対する扶養料、③離婚による慰謝料という3つの要素があると言われてはいますが、その中心的要素は、①です。原則として、夫婦で築いた財産の1/2を請求することができます。なお、財産分与請求は、離婚後2年間のみ請求可能なので、注意する必要があります。

(問2) 夫は父から相続した自宅不動産を所有しています。この自宅不動産は、財産分与の対象になりますか。

(答え) 財産分与の対象になるのは、原則として夫婦が婚姻中に協力して築き上げてきた財産(共有財産)であることが必要です。したがって、一方の配偶者が相続で取得した財産は、その配偶者の特有財産であり、共有財産ではないため財産分与の対象にはなりません。しかし、一方の特有財産であっても、通常ならば婚姻中にその財産を失っていたところを他方配偶者の貢献によって、維持して残したという特別な事情がある場合には、この財産も財産分与の対象に含まれる余地はあります。

(右上へ)

(問3) 夫と離婚する場合、将来夫が受け取る退職金も財産分与の対象になりますか。

(答え) 将来受領すべき退職金は、その有無、額が、将来における会社の存続・経営状態、本人の退職時期・退職理由等不確定な要素によって左右されるため、**財産分与の対象になるのか、**なるとしても**具体的算定方法**が問題となります。判例は分かっていますが、近時は、**近い将来受領できる蓋然性が高い場合**には将来の退職金も財産分与の対象にするのが一般的な傾向です。問題の焦点は具体的算定方法に移ってきております。具体的算定方法としては、①離婚時点で任意に退職すれば支給されるであろう退職金の額を支給の時点で清算の対象とするもの、②将来支給されることを条件として清算の対象とするもの、③将来の退職金自体を現時点で清算の対象とするもの、があります。

(問4) 結婚して直ぐに夫と離婚することになりました。清算する財産はありません。しかし、まだ6か月の子供を抱えており、夫に当面の生活費の面倒をみてほしいのですが。

(答え) あなたが自立できるまでの期間の生活費を**扶養的財産分与(離婚後補償)**として夫に請求することができます。あなたが自立できるまでの期間をどの程度見るのかが問題となりますが、少なくとも1年から3年程度は必要でしょう。

扶養的財産分与は、補充的なものと考えられています。まず、共有財産の清算と慰謝料とを請求すべく、かかる請求をなしえないか、またはそれによって取得しただけでは生計を維持するに足りないとき、これを補うものとして請求が認められます。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告①)